

# いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに 教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査 結果について（概要）

平成24年11月22日  
文部科学省児童生徒課

## 1. 趣旨

いじめの早期発見、早期解消につなげるよう、緊急に各学校におけるいじめの認知件数等を把握する。

## 2. 調査内容・方法

### (1) 調査内容及び調査対象

#### 1. 児童生徒調査：いじめの問題に関する児童生徒の実態把握に係る緊急調査について

##### 【調査対象及び調査項目】

- ① 国立、公立の小学校、中学校、高等学校（通信制を除く）、中等教育学校、特別支援学校
  - I. いじめの認知件数等
  - II. 具体的事案の状況
- ② 私立の小学校、中学校、高等学校（通信制を除く）、中等教育学校、特別支援学校  
国立、公立、私立の高等専門学校、高等専修学校
  - I. いじめの認知件数等
  - II. いじめの問題への特色ある取組

#### 2. 取組状況調査：いじめの問題に関する教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査について

##### 【調査対象】

- ① 都道府県教育委員会、市区町村教育委員会（政令指定都市、特別区を含む）
- ② 国立及び公立の小学校、中学校、高等学校（通信制を除く）、中等教育学校、特別支援学校

##### 【調査項目】

- ① 教育委員会
  - I. 設置している学校に対する指導について
  - II. いじめの問題への取組について
  - III. いじめの問題への取組に対する点検について
  - IV. 学校と警察の連携について
  - V. 重大事案につながるおそれのあるいじめについて
  - VI. その他

② 国公立諸学校

- I. いじめの問題への取組に対する点検について
- II. いじめの実態把握に関するアンケート調査について
- III. いじめを把握したときの対応について
- IV. いじめの問題に関する校内研修について
- V. 学校における管理・指導体制の在り方について
- VI. 学校と警察の連携について
- VII. その他

(2) 調査時期

平成24年8月1日～9月22日

(高等専門学校、高等専修学校は平成24年8月23日～9月22日)

### 3. 児童生徒調査 結果概要（小・中・高・特別支援学校）

※ 高等専門学校、高等専修学校の状況については、別添1「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握に係る緊急調査について」参照。

#### （1）いじめの認知件数及び現在の状況等〔国公立〕

国公立の小・中・高・特別支援学校における、平成24年度当初から今回の調査の時点までにおける、いじめの認知件数は、約14万4千件であり（平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果 約7万件 ※平成23年度間の件数）、児童生徒1千人当たりの認知件数は10.4件（平成23年度5.0件）であった。

- ① いじめの認知件数は、小学校 88,132件（平成23年度 33,124件）、中学校 42,751件（平成23年度 30,749件）、高等学校 12,574件（平成23年度6,020件）、特別支援学校597件（平成23年度338件）の合計144,054件（平成23年度70,231件）
- ② いじめの認知件数のうち、「いじめが解消しているもの」の割合は、78.9%（平成23年度80.2%）。
- ③ いじめの態様（複数回答可）については、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の割合が66.8%（平成23年度 65.9%）と最も多い。

#### ※ いじめの定義

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

#### （2）いじめの認知件数のうち、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考える件数〔国公立〕

国公立の小・中・高・特別支援学校における、「いじめの認知件数のうち、学校として児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考える件数」は、278件（小学校 62件、中学校 170件、高等学校 41件、特別支援学校5件）であった。

- ① いじめの態様（複数回答可）については、
  - ・「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」 構成比 57.6%
  - ・「ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。」 37.1%
  - ・「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」 30.6%
  - ・「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。」 26.6%
  - ・「仲間はずれ、集団による無視をされる。」 12.6%
  - ・「金品をたかられる。」 10.4%
  - ・「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。」 10.4%
  - ・「その他」 9.4%
  - ・「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。」 8.3%であった。

## ② 重大事案として報告された事案の例

報告された全ての重大事案について、「子ども安全対策支援室」において学校・教育委員会の対応や児童生徒の状況について確認を行った。

大半の報告事案については、学校・教育委員会において対応が済んでいるか、対応中であり、報告にある大半の児童生徒についても、平常どおりに登校するなどの状態が確認されたが、継続的に観察・支援を行うよう指導した。

### ○暴力行為を受け、自殺をほのめかした小学生男子

(事案の内容)

- ・友人の児童から持ち物を壊された上に馬鹿にされたり、暴力を受けるようになるなど、いじめがエスカレートするようになった。
- ・その後、被害児童から自殺をほのめかす行為があった。

(学校・教育委員会の対応)

- ・学校は、市教育委員会に相談し、教育委員会はいじめの事実の調査と被害児童への対応方法の協議を行った上で被害児童に対し医療機関等との連携を促した。
- ・現在、被害児童は他校に転校し、平常どおり登校しており精神的にも安定しているとのこと。

(文部科学省からの学校・教育委員会への指導)

- ・被害児童への継続的な観察、支援を継続するよう指導。
- ・加害児童への指導についても協議するよう指導。

### ○暴言を繰り返し受け、リストカットを行った中学生

(事案の内容)

- ・上級生や同級生から繰り返し暴言を受け、学校に行くのが怖くなり、思い悩んだ末に、リストカットにおよんだ。
- ・被害生徒のインターネット上の書き込みを見た友人や保護者の報告から事案が発覚した。

(学校・教育委員会の対応)

- ・学校から事案の報告を受けた市教育委員会は、警察や児童相談所との連携を踏まえ、解決策について学校と検討した。
- ・学校は、関係生徒からの聴き取りにより事実を確認し、加害生徒を厳重に指導するとともに、保護者と一緒に被害生徒側に謝罪させた。

現在、被害生徒は平常どおり登校している

(文部科学省からの学校・教育委員会への指導)

- ・被害生徒の生活の様子を観察と、家庭や関係機関との連携による支援を継続するよう指導。

### ○過去のいじめのトラウマにより自殺をほのめかした高校生女子

(事案の内容)

- ・当該生徒から、いじめを受けており死にたいと養護教諭に打ち明けられたことにより学校は事実確認を行ったが、友人とのすれ違いであり、明確ないじめ行為はなかったことがクラス内の生徒から判明した。
- ・当該生徒は、中学生時代のいじめにより不登校になった経験があり、過去のトラウマから精神的に不安定な状態になることがあることから、友人との人間関係をうまく築くことができないことがあった。

(学校・教育委員会の対応)

- ・学校は、スクールカウンセラーによるカウンセリングと養護教諭による継続的な支援を行った。
- ・また、市の相談機関の支援や県総合教育センターによる支援を相談した。

(文部科学省からの学校・教育委員会への指導)

- ・被害生徒への継続的な観察と関係機関との連携による支援を継続するよう指導。

#### ○ストレスにより突発性難聴になった中学生女子

(事案の内容)

- ・持ち物にいたずらされるなどのいじめを受けたが加害生徒が特定できず、被害生徒は、いじめのストレスから突発性の難聴を発症した。
- ・被害生徒は不登校になっている。

(学校・教育委員会の対応)

- ・学校は、アンケート調査と聴き取りによる事実確認を実施。また、家庭訪問を継続的に行い、被害生徒のケアを実施。
- ・教育委員会は、指導主事を学校に派遣し、対応を協議。
- ・保護者への継続的な報告とスクールカウンセラーによる継続的な支援を実施中。

(文部科学省からの学校・教育委員会への指導)

- ・被害生徒への継続的な観察と関係機関との連携による支援を継続するよう指導。
- ・加害生徒が明確になっていないことから、事実確認をしっかりと行うよう指導。その際に市教育委員会との連携を必ず行うよう指導。

#### ○友人同士のけんかを強要された中学生男子

(事案の内容)

- ・加害生徒から被害生徒の友人とのけんかを強要される。
- ・友人とのけんかを拒否すると加害生徒から暴行を受けるため、被害生徒はしかたなく友人とのけんかをした。
- ・被害生徒はこのけんかにより、入院をとまなうけがを受けた。

(学校・教育委員会の対応)

- ・学校は関係生徒の聴き取りを行い事案の事実を確認し、市教育委員会に報告。
- ・学校は事案の確認後ただちに警察に相談を行った。
- ・学校は加害生徒にこのようなことを2度としないよう指導した。
- ・現在、被害生徒とその友人はわだかまりなく平常どおり登校できているとのこと。

(文部科学省からの学校・教育委員会への指導)

- ・被害生徒らへの医療機関等の関係機関による継続的な支援を行うよう指導。
- ・加害生徒への毅然とした指導と、その際に関係機関との連携を必ず行うよう指導。

### (3) 私立学校における特色ある取組

問 貴校において実施している、いじめ問題への特色ある取組がありましたら、お答え下さい（自由記載）。

#### 【回答例】

##### (未然防止)

- 「反いじめ憲章」を生徒・保護者・教師で共同制作。中学1年生へのワークショップやソーシャルスキルトレーニングを実施するとともに、6月と11月の面談、スクールソーシャルワーカーで生徒支援体制を構築。また、毎週「ケース会議」を開催し、困難なケースは大学の心理臨床のアドバイスをもらいチームで対応している。
- 年度当初に50項目程度の「いじめについての意識調査」実施。集計結果を学年別、男女別等で分析し、過年度の結果と比較しながら問題点を明らかにして、具体的な対策を講じている。また、人権弁論大会実行委員会を組織して、生徒が自主的に運営する、校内人権弁論大会を実施。いじめを人権問題の観点から論ずる弁士が毎年のように選ばれている。あわせて生徒の人権委員会で「言葉の暴力防止標語」を決定し、全生徒に呼びかけている。
- 月ごとに「よいところカード」を用意して、友だちの良い所を探して書くという活動をしている。
- 新入生全員を対象にした宿泊合宿を実施。集団生活における協調性ととも、「いじめ」について考えさせることを最重要ポイントとして位置づけ、全員でいじめに関するビデオを見た後、互いに意見や、感想などを出し合いながら、最終的に一人一人が考えを文書にまとめる時間を設定している。
- 「いかなるいじめも許さない」という掲示を全教室にしている。自学自習の記録ノートに「いじめをしない、させない、許さない」というプリントを添付させている。「心の学習」の中で、許せることと許せないこと、善と悪の区別をさせるよう指導している。時には、新聞記事を用いていじめの問題を討論させることもある。
- 「スクールハンドブック」で、具体的ないじめ行動を摘示して詳述し、「どのような行為がいじめに相当するのか」を説明している。学級活動に、定期的に「いじめ」について考える時間を設けるようにしている。
- 入学式において、学年主任より「暴力行為」や「いじめ行為」の絶対禁止を生徒・保護者に伝え、式直後のHRにて「生活指導について」という文書でも確認している。日常のHRにおいても「いじめ」につながる「からかい・ひやかし・ちょっかい・ふざけ」の禁止についても指導を行っている。

##### (教育相談の充実)

- 毎月2～3回相談日を設けて、カウンセリングの先生と相談できる機会をつくり、いじめに限らず多方面にわたる相談を受付。生徒だけではなく保護者のカウンセリングも行っている。
- 校内3か所に「相談箱」を設置するとともに、専用メールアドレス「いじめ相談」があり、生徒指導部長が随時確認している。

##### (ネット上のトラブルへの対応)

- インターネットや携帯電話を利用したネット上のトラブルに対応するため、「情報モラル集」(学校が作成)を配布し、また情報モラル学習のための講演会を学期に一回は開催している。

#### 4. 取組状況調査 結果概要

以下は、取組状況調査の結果概要を示す。

なお、調査結果とともに、これまで国が発出した通知（「いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について」（平成22年11月9日付け22文科初第1173号文部科学大臣政務官通知）、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知）、「『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について」（平成22年9月14日付け初児生第25号児童生徒課長通知）等）において示された方針から、各調査項目に係る「求められる取組」を示している。

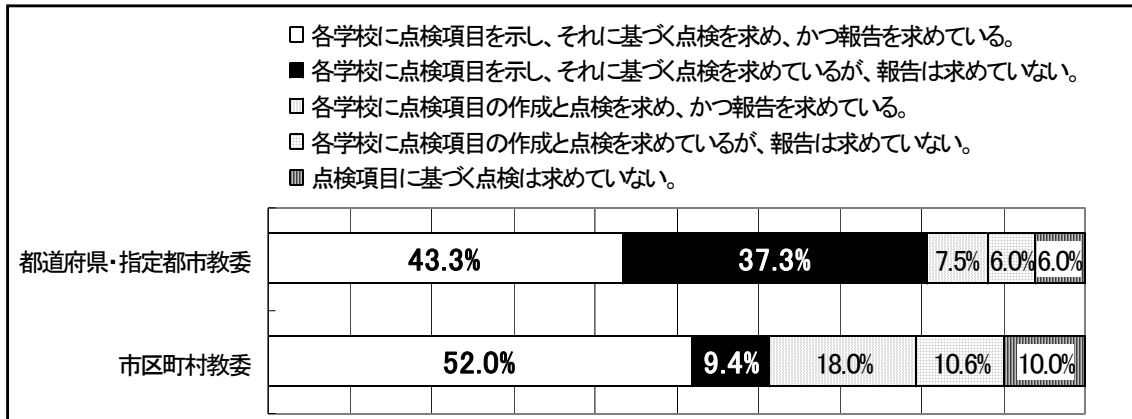
##### （1）教育委員会の取組状況

###### I. 設置している学校に対する指導について

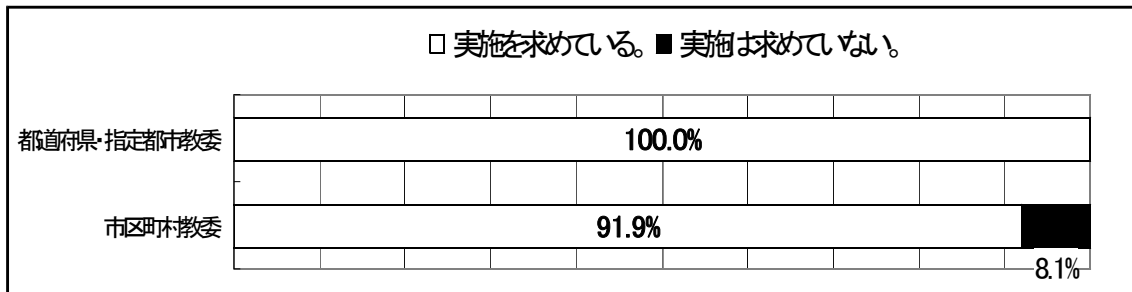
###### 【点検結果の概要】

[ 教育委員会の取組状況 問1、問2 ]

問 いじめの問題への取組について、貴教育委員会が設置している学校に対し、点検項目に基づく定期的な点検を求めていますか。（年に1回以上）



問 「『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について（平成22年9月14日付け児童生徒課長通知）」を踏まえるなどにより、貴教育委員会が設置している学校に対し、いじめの実態把握に関するアンケート調査を定期的な実施することを求めていますか。（年に1回以上）



###### 【求められる取組】

###### ①各学校におけるいじめの問題への取組に対する点検について

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である。いじめを許さない学校をつくとともに、日頃から児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにし、いじめの早期発見・早期対応を進めるために、各教育委員会は、管下の学校に対し、いじめの

問題への取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検やその結果の報告を求め、取組の充実を促す必要がある。なお、点検項目については、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知）に添付した「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」も参考にされたい。

## ②各学校におけるいじめの実態把握に関するアンケート調査について

いじめの実態把握のためには、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける必要がある。「『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について」（平成22年9月14日付け児童生徒課長通知）等において求めたとおり、各教育委員会は、管下の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の確実な実施を求めるとともに、これに加えて、各学校の実情に応じて、「個別面談」、「個人ノートや生活ノートといったような教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等の活用」など、更に必要な取組を行うよう指導・助言に努める必要がある。



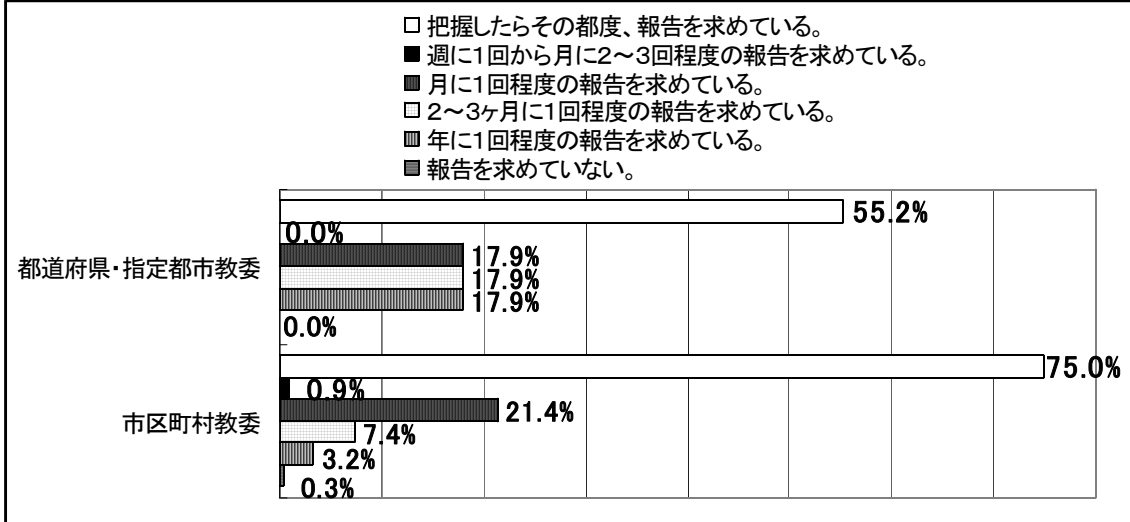
## Ⅱ. いじめの問題への取組について

### 【点検結果の概要】

#### ① いじめを把握したときの取組等について

[ 教育委員会の取組状況 問4、問8・問8-② ]

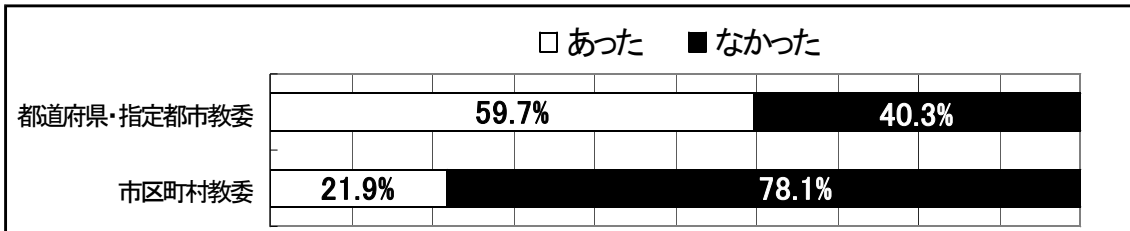
問 管下の学校等に対し、いじめを把握した場合に報告することを求めていますか。(複数回答可)



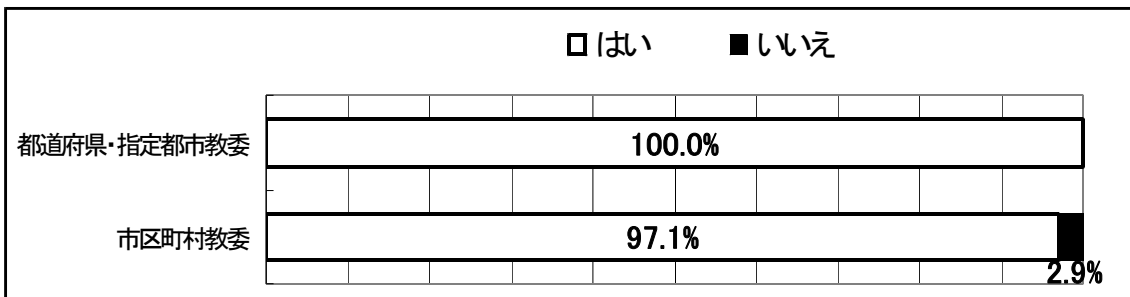
### 【求められる取組】

いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならない。学校においていじめが把握された場合には、教育委員会は速やかに報告を受け、適切な連携を図ることが重要である。学校からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援に万全を期せるよう、教育委員会においては、日頃から、学校の実情把握に努めることが必要である。

問 管下の学校の中で、平成23年度当初から現在に至るまでに、いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校がありましたか。



問 いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行いましたか。



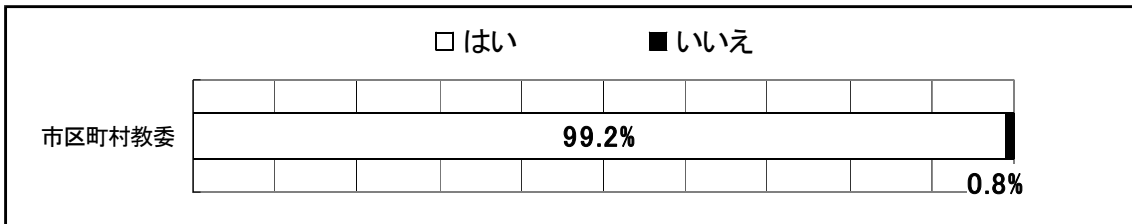
**【求められる取組】**

いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校がある場合には、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行っていくことが重要である。

**② 出席停止について**

[ 教育委員会の取組状況 問9 ]

問 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることもできるよう、貴教育委員会において、その手続きに関する規則を定めていますか。(政令指定都市を含む市区町村教育委員会のみ回答)



**【求められる取組】**

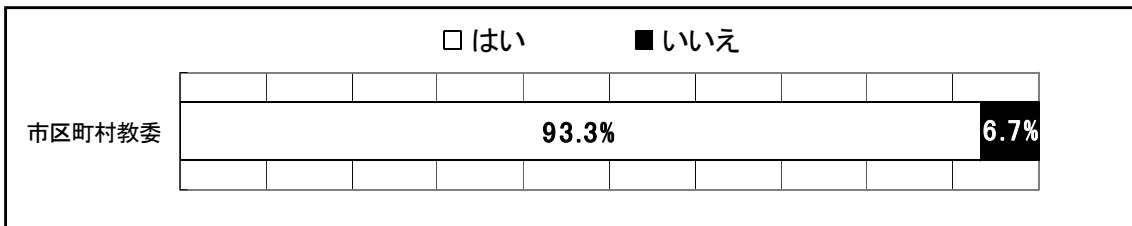
学校教育法第35条第3項において、「出席停止の命令の手続きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする」と定められているところである。出席停止に関する規則を整備していない市区町村教育委員会においては、迅速に、教育委員会規則において、出席停止の手続きに関する規則を整備しなければならない。

なお、出席停止の運用については、「出席停止制度の運用の在り方について」(平成13年11月6日付け13文科初第725号初等中等教育局長通知)を参考にされたい。

**③ 就学校の指定の変更や区域外就学について**

[ 教育委員会の取組状況 問10 ]

問 貴教育委員会の定める規則において、いじめを原因とする就学校の指定の変更や区域外就学を認めていますか。(政令指定都市を含む市区町村教育委員会のみ回答)



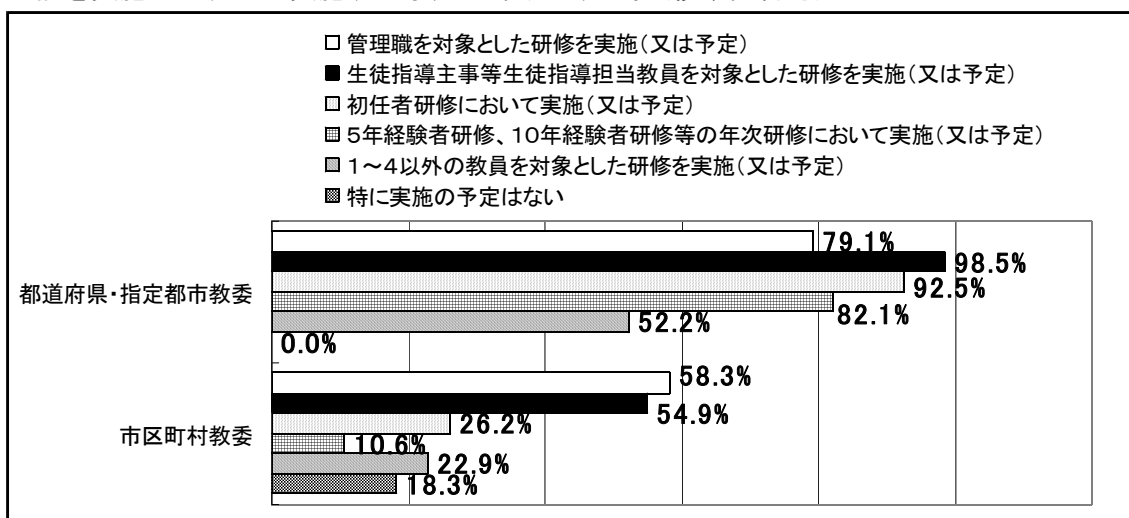
**【求められる取組】**

いじめられている児童生徒については、必要があれば、就学校の指定の変更や区域外就学など弾力的な措置を講じる必要がある。そのため、各市区町村教育委員会においては、いじめを原因とする就学校の指定の変更や区域外就学を認められるように、規則等において、必要な事項を定める必要がある。

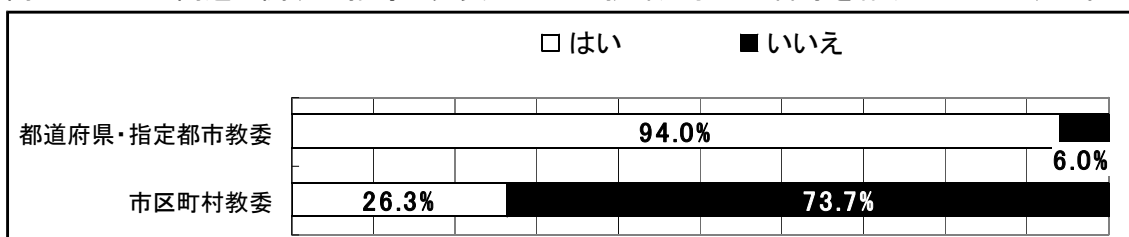
④ 研修の実施や教師用手引書の作成について

[ 教育委員会の取組状況 問12、問13 ]

問 貴教育委員会において、平成24年度中にいじめの問題に関する、教員を対象とした研修を実施した、又は実施する予定がありますか。(複数回答可)



問 いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引き書等を作成していますか。



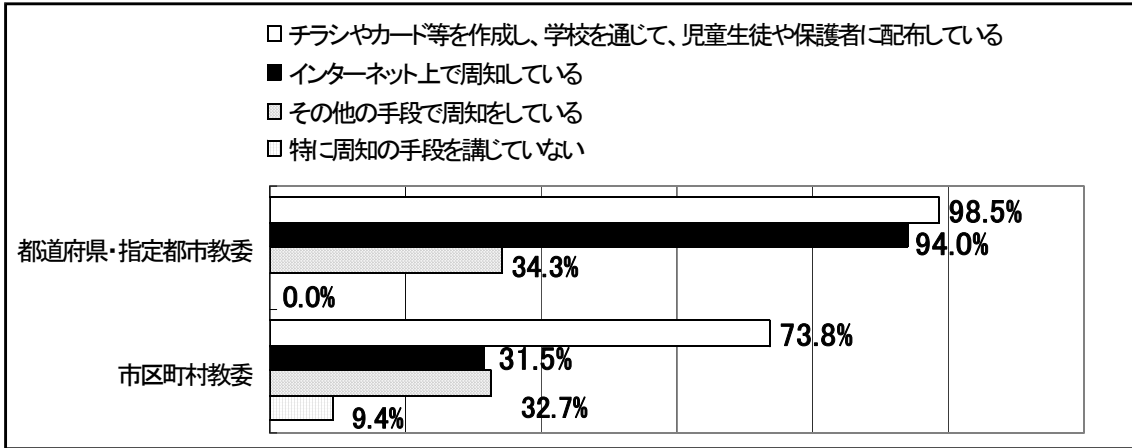
【求められる取組】

いじめの問題については、その重大性をはじめ、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的な指導上の留意点、学校全体で対応する体制づくり等について、全ての教職員が認識する必要がある。そのため、各教育委員会としては、研修の実施や教師用手引き書の作成等により、教職員一人一人や学校の取組の充実を促すことが必要である。

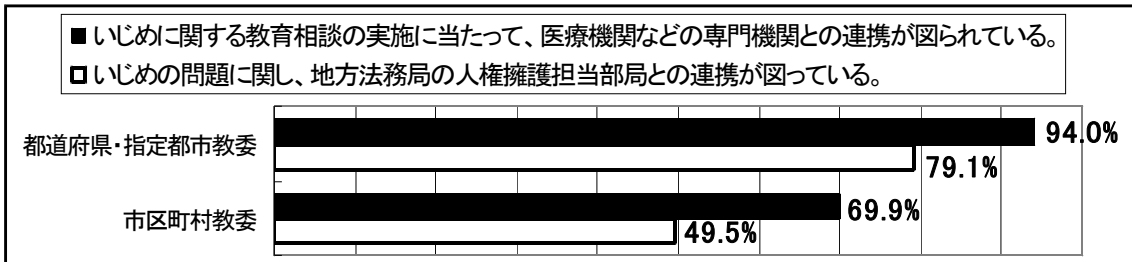
⑤ 教育相談体制の整備及び専門機関との連携について

[ 教育委員会の取組状況 問15、問18・19 ]

問 学校以外の教育相談窓口について、児童生徒や保護者、教師に対し、周知していますか。(複数回答可)



問 貴教育委員会（教育センター等を含む）におけるいじめに関する教育相談の実施に当たって、医療機関などの専門機関との連携が図られていますか。また、いじめの問題に関し、地方法務局の人権擁護担当部局との連携を図っていますか。



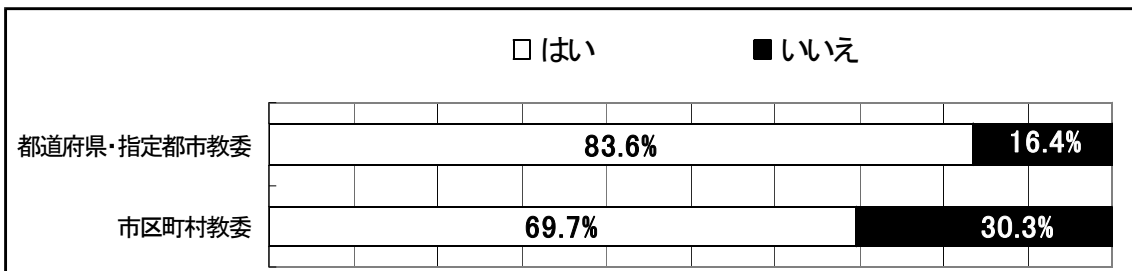
【求められる取組】

教育相談が広く利用されるよう、相談窓口について、児童生徒、保護者等に対し、周知徹底を図ることが必要である。また、教育委員会における教育相談の実施に当たって、相談の内容に応じ、医療機関など専門機関との連携が求められる。

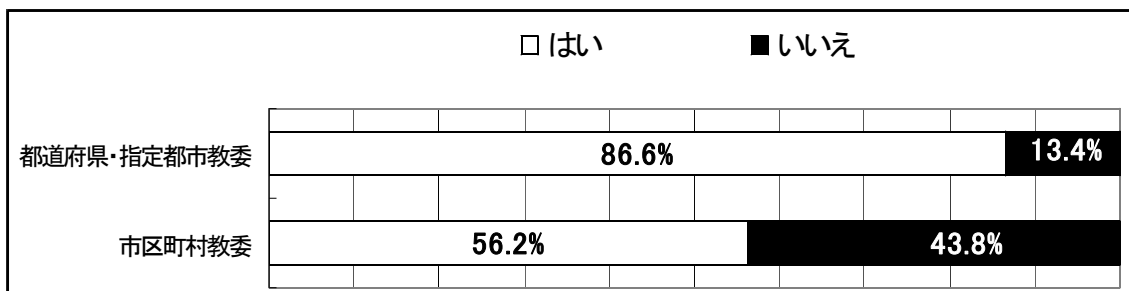
⑥ 家庭や地域、関係機関との連携について

[ 教育委員会の取組状況 問 20、問 21 ]

問 貴教育委員会と学校やPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議をする機会が設けられていますか。



問 貴教育委員会において、いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っていますか。



**【求められる取組】**

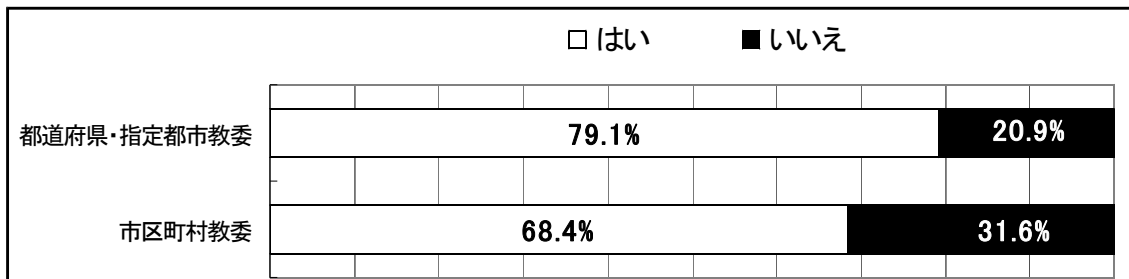
各教育委員会は、学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進したり、いじめの問題に関する家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を行うなど、いじめの問題の解決のために、家庭や地域、関係機関と適切な連携協力を図る必要がある。

### Ⅲ. いじめの問題への取組に対する点検について

#### 【点検結果の概要】

[ 教育委員会の取組状況 問23 ]

問 貴教育委員会におけるいじめの問題への取組について、点検項目を設け、定期的に点検していますか。(年に1回以上)



#### 【求められる取組】

各教育委員会は、いじめの問題への取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を行い、点検結果を踏まえて取組の充実を図る必要がある。

#### 【参考】

点検項目については、以下の資料も参考にされたい。

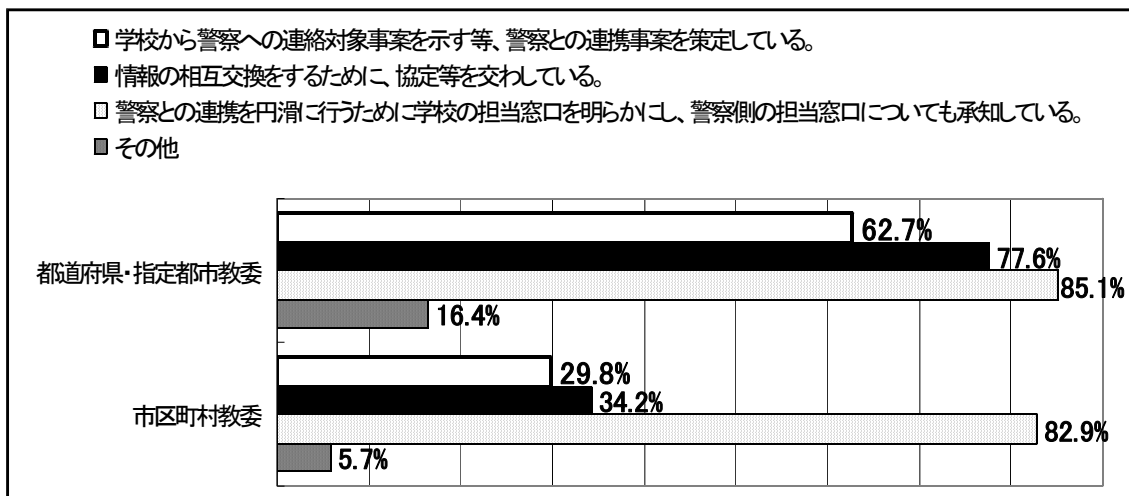
- 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」(「いじめの問題への取組の徹底について」(平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知に添付)

#### IV. 学校と警察の連携について

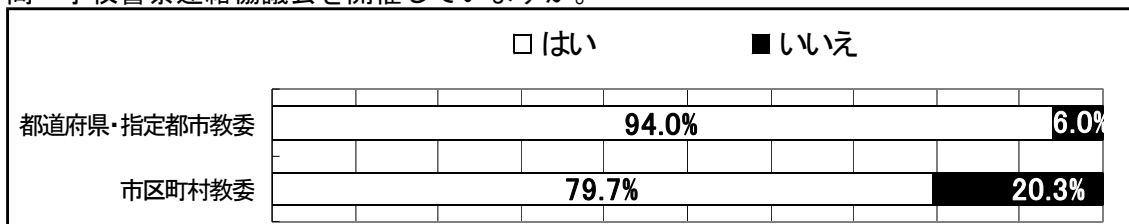
##### 【点検結果の概要】

[ 教育委員会の取組状況 問24、問25、問25-②ア、問25-②イ ]

問 いじめや暴力行為等に関して、貴教育委員会と警察との円滑な連携や情報共有のための仕組みがありますか。(複数回答可)

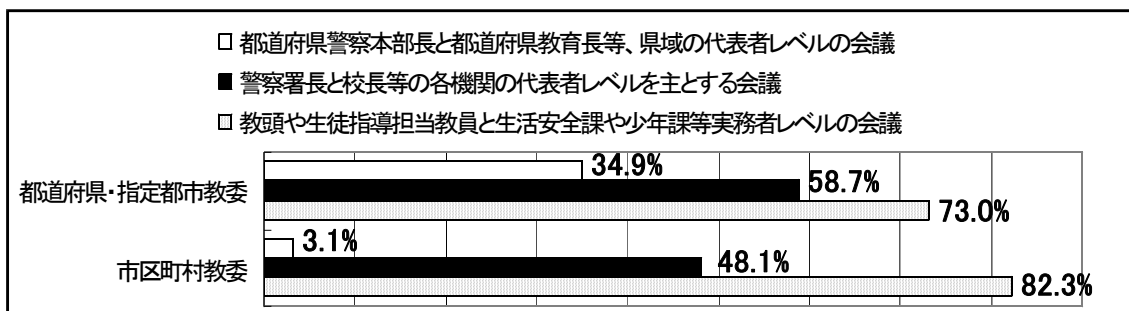


問 学校警察連絡協議会を開催していますか。

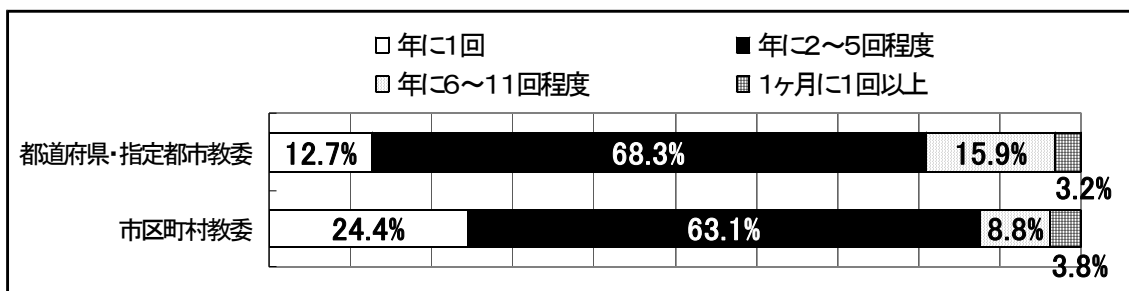


問 具体的にどのように開催していますか。

ア) 構成員 (複数回答可)



イ) 開催頻度



**【今後求められるべき取組】**

いじめの問題解決のため、警察等の関係機関との連携が重要であり、犯罪として取り扱われるべきと認められる、いじめや暴力行為等に関して、教育委員会や学校と警察との円滑な連携や情報共有を行うことができるようにすることが重要である。

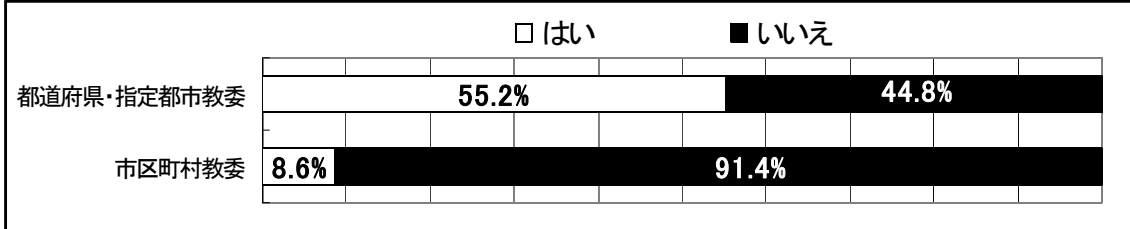


V. 重大事案につながるおそれのあるいじめについて

【点検結果の概要】

[ 教育委員会の取組状況 問28、問28-②、問28-③、問28-④ ]

問 生命又は身体の安全が脅かされるような重大事案につながるおそれのあるいじめについて、平成23年度当初から現在に至るまで、実際に報告を受けたことがありますか。



問 その件数はどの程度ですか。概数をご記入ください。(平成23年度当初から調査時現在)

- ・ 都道府県・指定都市教育委員会 180件
- ・ 市区町村教育委員会 260件

問 その際、教育委員会として、どのような対応を取りましたか。具体的に記述してください。(自由記述)

- 状況把握 : 事実確認の調査と報告。当該児童生徒の現状(健康面、精神面、登校状況等)、事案発覚前後の状況の詳細な調査 等
- 被害・加害児童生徒への対応 : 被害生徒の安全確保・見守り体制構築、加害生徒・関係生徒及び保護者に対する具体的指導内容、指導の計画、事実経過の報告。転校する場合は転校先の受入れ体制等を検討 等
- 専門家派遣 : 心のケアの専門家や緊急支援チーム(臨床心理士、社会福祉士、弁護士等)の派遣 等
- 学校や市町村教育委員会の人的体制強化 : 指導主事を派遣し、学校訪問。状況確認をし、今後の指導や窓口の一本化等統一した体制の構築等を指導 等
- 関係機関連携 : 警察、少年サポートセンター、児童相談所等への相談 等
- 再発防止 : 問題解決後の継続した見守り、教員のスキルアップ研修の実施 等

問 その際の教育委員会における対応について、何か課題があるとお考えですか。また、それに関連して、国に支援を求めることはありますか。具体的にご記入ください。(自由記述)

【回答例】

- 事態が深刻化してからの「報告」ではなく、深刻化の可能性を予想した時点で、事態の深刻化を防ぎ支援していくための「相談」がされるよう、周知が必要。
- 学校と警察との更なる連携機会の確保。
- 問題解決チームが設置されているが、市町村の状況(財政面や人材確保等)によりその活動の制限がある。
- スクールカウンセラー等臨床心理士を緊急に派遣するための財源確保が課題である。
- 加害者側と被害者側のいじめに対する認識のずれが埋められなかった。
- 研修会も必要だが、事案発生時の相談体制(人材バンク等)が必要。

## (2) 公立学校の取組状況

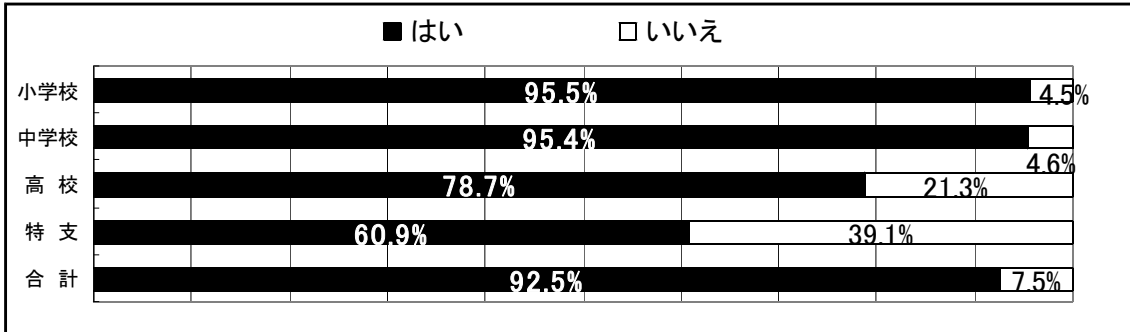
※ 国立学校の点検結果については、別添2「いじめの問題に関する教育委員会及び学校の取組状況に関する緊急調査結果（データ）参照」

### I. いじめの問題への取組に対する点検について

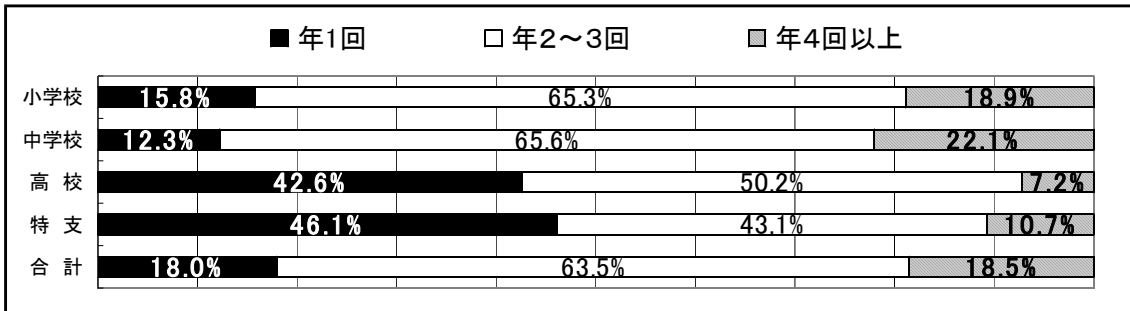
#### 【点検結果の概要】

[学校の取組状況 問1、問1-③、問1-④、問1-⑤]

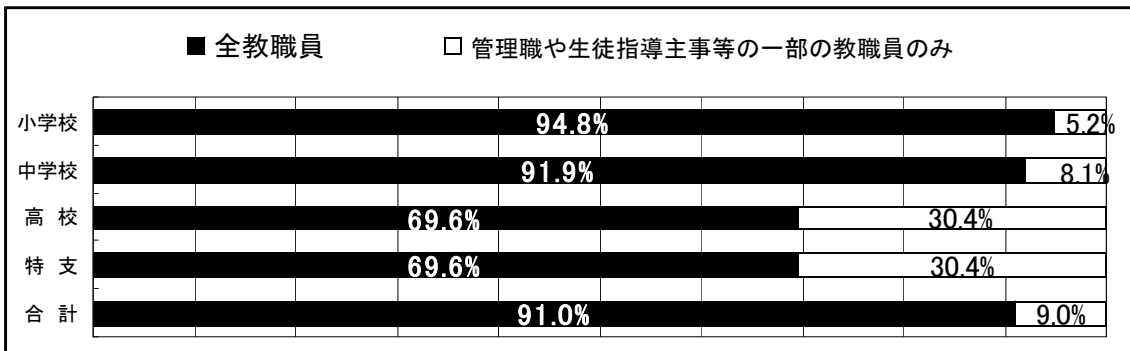
問 貴校において、いじめの問題への取組について、点検項目を設け、定期的に点検していますか（年に1回以上）



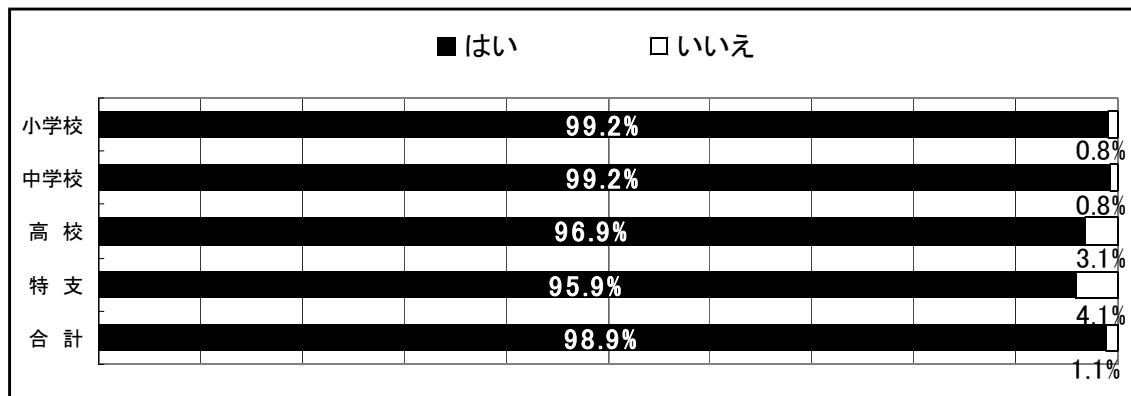
問 どの程度の頻度で点検していますか。



問 誰が点検していますか



問 点検結果やそれによってわかった課題について、全教職員で共有していますか。



### 【求められる取組】

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である。いじめを許さない学校をつくるとともに、日頃から児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにし、いじめの早期発見・早期対応を進めるために、各学校は、いじめの問題への取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を行い、点検結果を踏まえて取組の充実を図る必要がある。

また、定期的な点検は、管理職や生徒指導主事等の一部の教職員にのみ関係する点検項目を除き、基本的には全教職員で行い、点検結果やこれに基づく課題については、全教職員で共有した上で、取組の改善につなげる必要がある。

### 【参考】

点検項目については、以下の資料も参考にされたい。

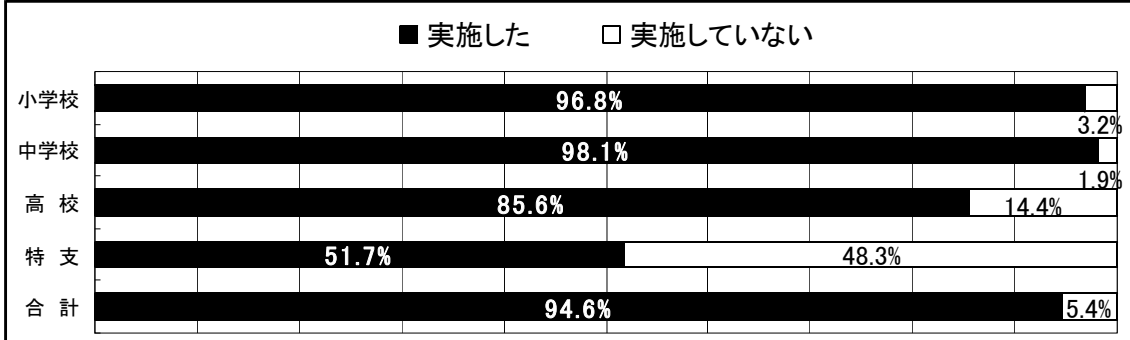
- 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」（「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知に添付）
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター「いじめに関する校内研修ツール」（平成21年6月同センター編 生徒指導支援資料「いじめを理解する」に所収）

## Ⅱ. いじめの実態把握に関するアンケート調査について

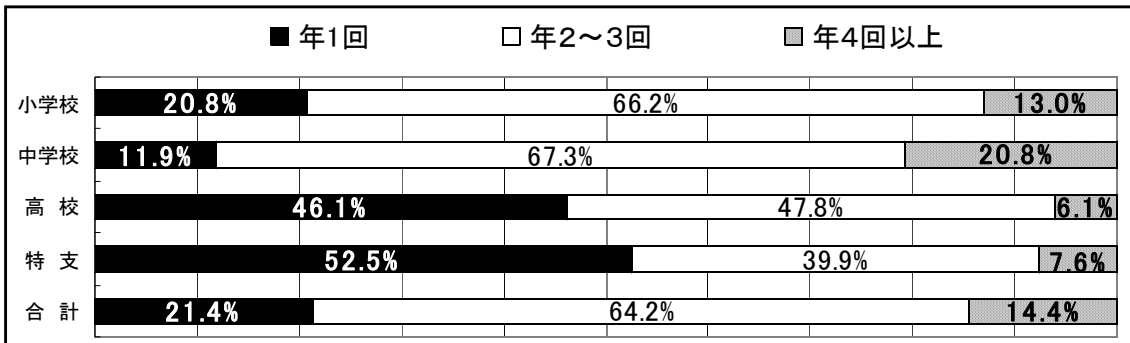
### 【点検結果の概要】

[ 学校の取組状況 問2、問2-②、問2-③、問2-④ ]

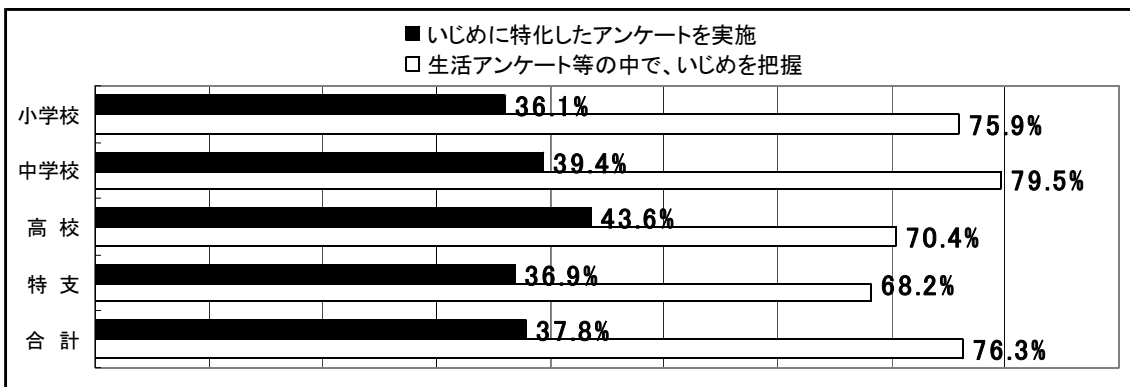
問 平成23年度中に、全児童生徒を対象とした、いじめの実態把握に関するアンケート調査を行いましたか。



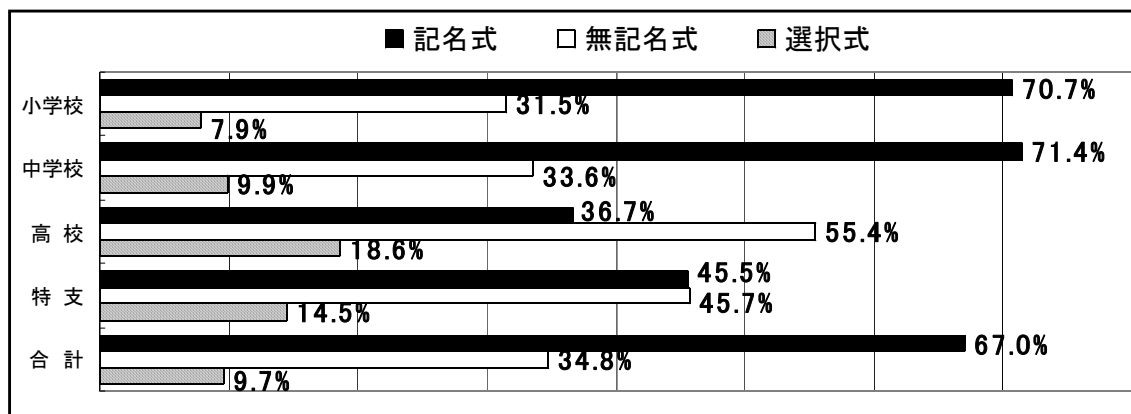
問 平成23年度は、どの程度の頻度で、いじめの実態把握に関するアンケート調査を実施しましたか。



問 いじめの実態把握に関するアンケート調査はどのような方法で実施しましたか。(複数回答可)



問 上記のアンケート調査は記名式ですか、無記名式ですか。(複数回答可)



### 【求められる取組】

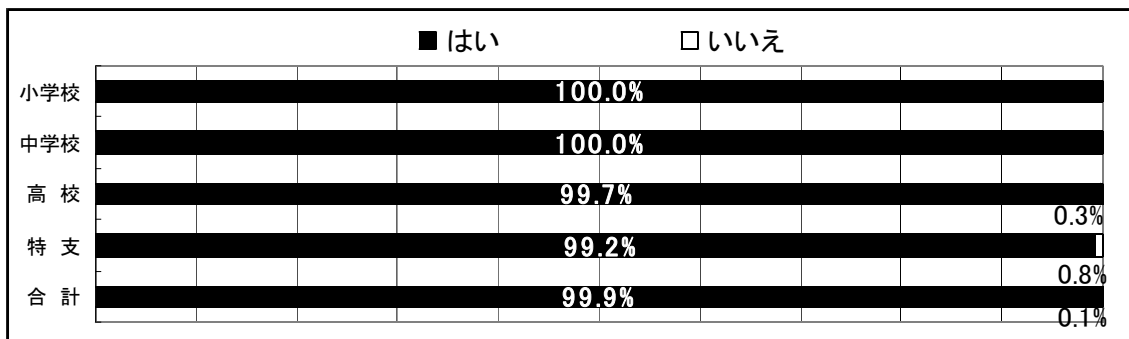
いじめの問題への取組の基本である早期発見・早期対応の前提条件となるいじめの実態把握については、各学校は、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るものであることを、再度、認識し、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける必要がある。その手法として、各学校において「アンケート調査」を実施することを「『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について」(平成22年9月14日付け本職通知)等により求めているところである。これらを踏まえ、アンケート調査の一層の充実を図るとともに、これに加えて、各学校の実情に応じて、「個別面談」、「個人ノートや生活ノートといったような教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等の活用」など、更に必要な取組を充実させることが必要である。

### Ⅲ. いじめを把握したときの対応について

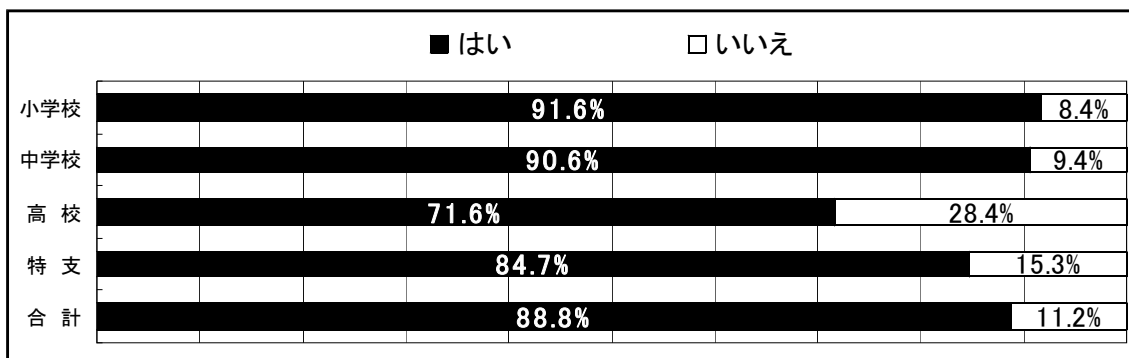
#### 【点検結果の概要】

[ 学校の取組状況 問3、問3-③]

問 いじめを把握したとき、いじめを発見した者だけで抱え込むことなく、速やかに共有し、組織的な対応を図るようにしていますか。



問 いじめを把握したとき、速やかに教育委員会に連絡していますか。



#### 【求められる取組】

いじめを把握した際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要である。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むことが必要である。

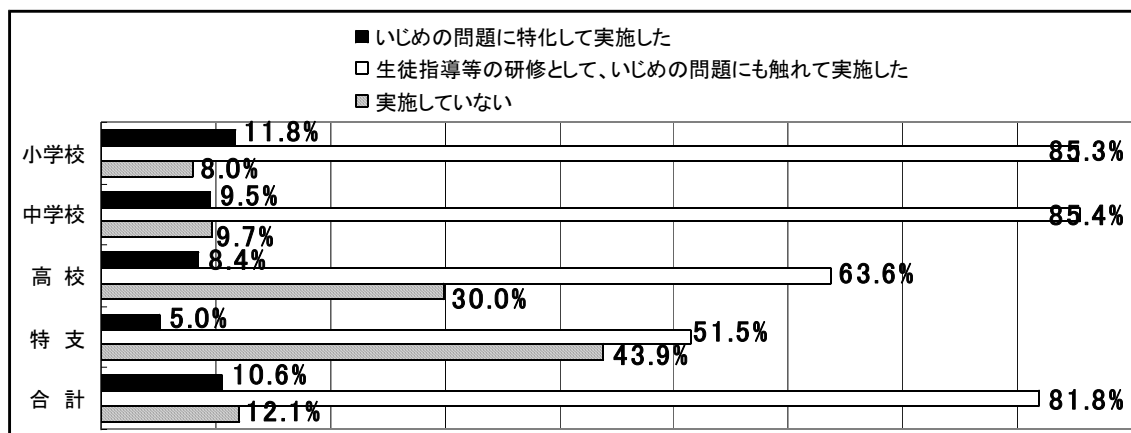
また、学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ることが必要である。

#### IV. いじめの問題に関する校内研修について

##### 【点検結果の概要】

[ 学校の取組状況 問4 ]

問 平成23年度中に、いじめの問題に関する校内研修を実施しましたか。(複数回答可)



##### 【求められる取組】

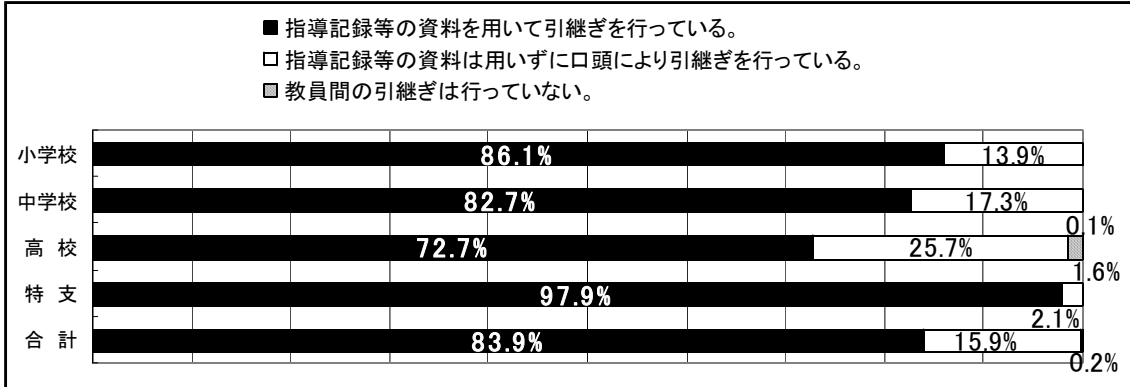
各学校においては、校内研修等を通じて、いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的な指導上の留意点などについて教職員間の共通理解を図り、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たる必要がある。

## V. 学校における管理・指導体制の在り方について

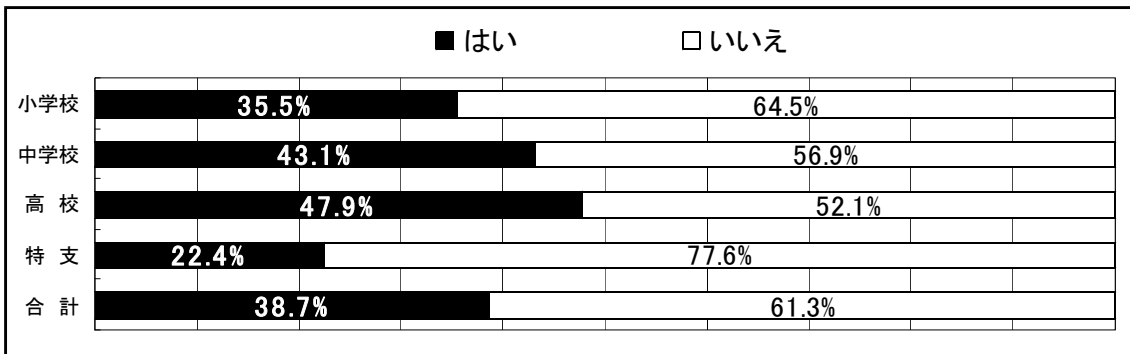
### 【点検結果の概要】

[ 学校の取組状況 問7、問8 ]

問 指導上配慮を要する児童生徒の進級、進学又は転学等に際して、学級担任等の教員間での引き継ぎは適切になされていますか。



問 いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確にしたものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努めている。



### 【求められる取組】

いじめの問題の重大性を踏まえ、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立する必要があり、進学や転学等に際しては、教員間の適切な引き継ぎが必要である。

また、学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めることが必要である。

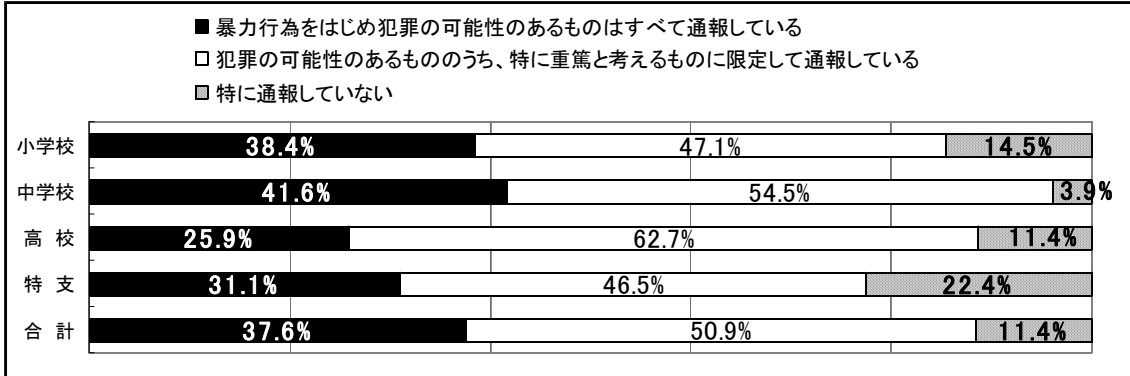


## VI. 学校と警察の連携について

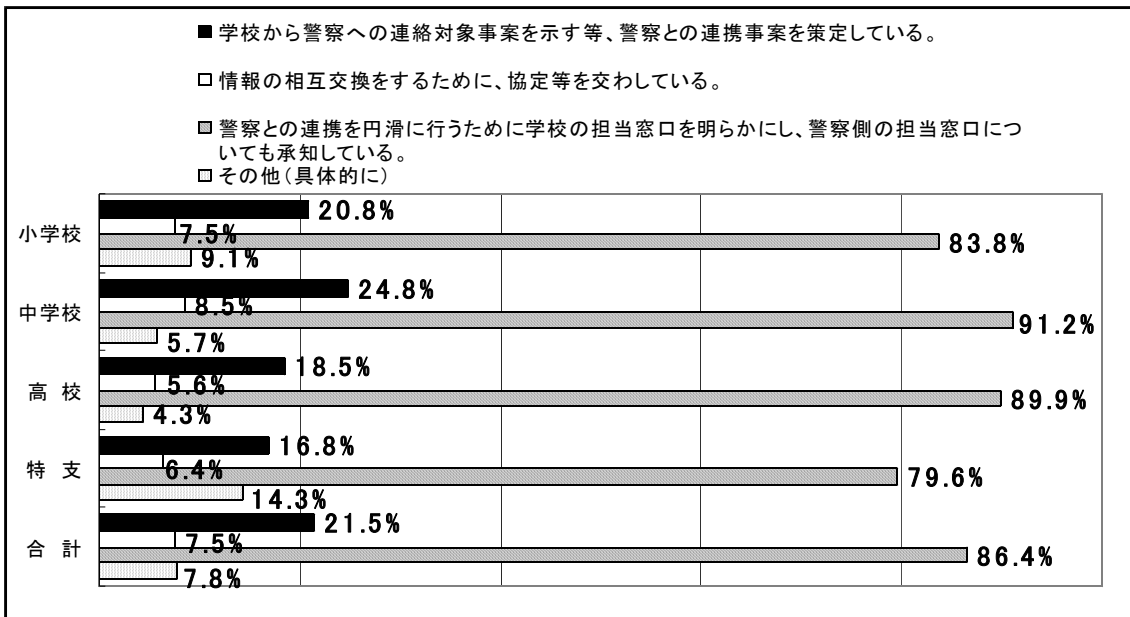
### 【点検結果の概要】

[ 学校の取組状況 問9、問10、問12 ]

問 犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応していますか。



問 いじめや暴力行為等に関して、貴校と警察との円滑な連携や情報共有のための仕組みがありますか。(複数回答可)



問 学校と警察の連携について、どのような仕組みが実質的に効果があるとお考えですか。  
警察と連携した取組の課題は何か、ご自由にお考えをご記入ください。(自由記述)

**(効果のある仕組み)**

- ・学校と警察の連絡協議会の定期的な実施等、日常的な情報交換の場の設定。
- ・連絡協議会の実施において、各学校任せではなく、推進する機関を定めておくこと。
- ・学校と警察双方の担当窓口を明らかにし、日常的な信頼関係をつくること。
- ・非行防止教室の実施。
- ・退職警察官の学校配置。教員と連携して児童生徒を指導・支援いただくなど、大きな問題行動に発展する前に、警察の立場から指導していただくことは効果的。
- ・学校行事への参加による日頃からの交流。
- ・いじめの犯罪性を認識させるため、警察の方から児童生徒へ講話。

**(課題)**

- ・定期的な情報交換のための時間の確保や、担当者が変わったときの円滑な引き継ぎ。
- ・共有できている情報が不十分であること。
- ・何か問題が起きてからではなく、問題を未然に防ぐための連携を図ること。
- ・学校と警察が連携し、行き来することの重要性、必要性を、保護者や地域に理解いただくこと。
- ・学校内のことは学校内で解決しようとする傾向が強く、警察との連携を躊躇する傾向にあること。
- ・個人情報への配慮から、情報をどこまで共有したら良いのかわからないこと。

**【今後求められるべき取組】**

いじめの問題解決のため、警察等の関係機関との連携が重要であり、犯罪として取り扱われるべきと認められる、いじめや暴力行為等に関して、教育委員会や学校と警察との円滑な連携や情報共有を行うことができるようにすることが重要である。